

特定地域経営支援対策事業実施要領

制定 平成23年4月1日付け22経営第7200号
改正 平成25年5月16日付け25経営第369号
最終改正 平成28年4月1日付け27経営第3307号

第1 趣旨

特定地域経営支援対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7199号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第3の事業については、要綱に定めるほか、この要領の定めるところにより実施するものとする。

第2 事業の実施

1 事業の実施方針

（1）アイヌ農林漁業対策事業

ア 北海道知事（以下「道知事」という。）は、本事業の目標達成のための指針としてアイヌ農林漁業対策基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

イ 基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

（ア）農林業生産基盤の整備及び農林漁業経営の近代化のための施設の整備の方向に関する事項

（イ）農林漁業経営の改善に関する事項

（ウ）その他農林漁業等の振興に関する重要な事項

ウ 基本方針の作成に当たっては、他の農林漁業の振興が促進されるよう配慮するものとする。

エ 道知事は、基本方針を定めようとするときは、関係農林漁業団体等の意見を聴くとともに、あらかじめ農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）に協議するものとする。

オ 道知事は、経済事情等の変動その他情勢の推移により基本方針を変更する必要が生じたときは、エに準じて変更を行うものとする。

カ 道知事は、基本方針を定め、又は変更したときは、これを関係市町村長に通知するものとする。

（2）沖縄農業対策事業

本事業の実施に当たっては、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に基づく沖縄振興計画との密接な連携の下、本土農業との格差是正と沖縄農業の持続的な発展を図るものとする。

2 事業の内容

（1）アイヌ農林漁業対策事業

ア 補助対象の施設等

（ア）補助の対象となる施設等の内容は、別表1に掲げるとおりとする。

（イ）道知事は、別表1に掲げる事業に準ずるもので、当該地区の特色からみて、その緊要度が高く、かつ、事業効果が著しく、自力を持って行うことが困難な事業で、本事業により実施することが適当と認められる場合に

は、特認事業として実施できるものとする。

イ 実施基準

(ア) 本事業の実施にあたっては、合理的な農林漁業経営の改善及び農林漁家経済の安定向上を効果的に図りうる事業を重点的に実施するものとする。

(イ) 個々の施設等の整備については、原則として単年度で完了するものとする。

ただし、機械を除く施設等の整備について、地区の実情等に即し、必要があると認める場合は、この限りでない。

(ウ) 施設等の整備に係る事業費は、北海道において使用されている単価及び歩掛りを基準として、地区の実情等に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模及び構造等はそれぞれの目的に合致したものとする。

(エ) 自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本事業に切り替えて補助の対象とすることは、認めないものとする。

(オ) 既存施設又は資材の有効利用等の観点からみて、地区の実情等に即し必要があると認められる場合は、新品新材の利用による新築整備のほか、増築、改築、併設又は合体の整備及び古品古材の利用による整備を補助の対象とすることができるものとする。

なお、古品古材の利用については、荒廃家屋や廃校等の利用のほか、乾燥調製施設等の機械設備の機能向上のための整備についても、既存施設の有効利用の観点から補助の対象とする。

(カ) 補助の対象とする施設等は、原則として、耐用年数がおおむね5年以上のものとし、附帯設備は、消耗的物品を含まないものとする。

(キ) 既存の共同利用機械・施設の更新（当該既存の機械・施設の代替として、同種、同規模、同効用のものを再度整備するものをいう。）は、補助の対象としないものとする。

(ク) 別表1の1農林業生産基盤整備事業（（6）の林道事業を除く。）については、原則として土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づいて実施するものとする。

(ケ) 別表1の1農林業生産基盤整備事業に係る用地の買収に要する費用及び補償費は、土地改良事業に伴う用地等の所得及び損失補償要綱（昭和38年3月23日付け38農地第251号（建）農地局長通知）の定めるところに準ずるものとする。

農林漁業経営近代化施設の設置に伴う用地の買収又は賃借に要する費用及び補償は、補助の対象としないものとする。

ウ 事業実施主体

要綱別表のアイヌ農林漁業対策事業の事業実施主体中「農林漁業者等の組織する団体等」とは、農林漁業者が組織する団体及び農林漁業者が主たる構成員又は出資者となってアイヌ商工業者と設立する団体とする。

エ 成果目標

要綱第3の5の（1）のアイヌ農林漁家の経営改善に関する目標は、生産量、生産額及び所得額の目標とする。

（2）沖縄農業対策事業

ア 補助対象の施設等

(ア) 補助の対象となる施設等の内容は、別表2に掲げるとおりとする。

(イ) 補助の対象となる施設等は、別表3に掲げる上限建設費等の範囲内であって、必要最小限のものとする。ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、沖縄県知事（以下「県知事」という。）が特に必要であると認める場合にあっては、この限りではない。

(ウ) 別表2の17経営継承円滑化支援施設の欄のうち補助の対象となる経営資産は、次に掲げるものとする。

- a 事業実施主体が離農希望者等から買い入れる農用地であって、認定農業者等に一定期間（5年以内）貸し付けた後にあらかじめ特定された相手に売り渡すことを予定しているもの。
- b 事業実施主体が離農希望者等から借り入れる農用地であって、認定農業者等に貸し付けることを予定しているもの。
- c 事業実施主体が離農希望者等から買い入れる機械又は施設であって、認定農業者等に一定期間貸し付けた後に売り渡すことを予定しているもの。
- d 事業実施主体が離農希望者等から借り入れる機械又は施設であって、認定農業者等に貸し付けることを予定しているもの。

(エ) 補助の対象となる施設について、次の要件を満たす場合にあっては、事業実施主体と当該施設を利用する者（以下「利用者」という。）との間でいわゆるリース契約を締結することができるものとする。

- a 事業実施主体は、農業協同組合、第3セクター等又は農業法人（ウの事業実施主体に掲げる法人をいう。以下同じ。）であること。
- b 利用者は、事業実施主体毎に次のとおりとする。
 - (a) 事業実施主体が農業協同組合又は第3セクター等の場合にあっては、新規就農者、認定農業者又は認定志向農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和27年法律第229号）（以下「基盤強化促進法」という。）第12条第1項の規定に基づく市町村の認定を受けようとする者をいう。）であること。
 - (b) 事業実施主体が農業法人の場合にあっては、次のいずれかに該当する者であること。
 - i 当該農業法人が農業研修等のために受け入れた者であって新たに営農を開始しようとする新規就農者
 - ii 当該農業法人との間に農業経営に係る物資の供給又は役務の提供を内容とする取引関係を有する農業法人
 - iii 当該農業法人からの出資や資金の融通を受ける農業法人
- c 受益戸数は、3戸以上であること。

- d リース契約の対象となる施設は、別表2の9高生産性農業用機械施設の欄（農業機械、温室（平張施設を含む。）、畜舎に限る。）、10乾燥調製貯蔵施設の欄（麦及び大豆等に汎用性のある処理量1,000t未満のものに限る。）、11育苗施設の欄、12農畜産物集出荷貯蔵施設の欄、13農畜産物処理加工施設の欄、14高品質堆肥製造施設の欄、25経営高度化支援施設の欄に掲げる施設及び（オ）に定める複合経営促進施設である

こと。

なお、利用者が複合経営の確立等のため新規作目を導入する場合又は新規就農者が初期投資の負担軽減を図る場合等については、新品に比べ同程度の能力等を有する中古農業機械（残存耐用年数が２年以上のものに限る。）も補助の対象とすることができるものとする。

e リース料は、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」以下であること。

f 事業実施主体が、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設のメンテナンスを責任をもって実施するものであること。

g 利用者は、施設の利用を責任をもって行い、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告するものであること。

報告を受けた事業実施主体は、速やかに市町村長及び県知事にその旨を報告し、指示を受けること。

h 事業実施主体と利用者との間において締結するリース契約には、リースの目的、期間、利用料、利用料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止その他必要な事項を明記すること。

なお、事業実施主体は、リース契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとし、リース契約の締結に当たっては、あらかじめ、県知事に協議するものとする。

（オ）意欲ある多様な経営体の育成・確保を目的として県知事が特に必要と認める場合にあっては、特認施設整備として複合経営促進施設の整備を実施できるものとする。

なお、複合経営促進施設とは、次の要件に該当する施設をいうものとする。

a 防除機能、土づくり機能、資材保管機能等の機能を持つ共同利用施設と併せてその受益地区の区域内に設置される栽培機能の他に育苗機能等を併せ持つ生産施設であること。

なお、本施設は、共同利用施設との連携により、本施設の多用途利用の体制が確立されるものとし、農業協同組合が事業実施主体となりリースを行う場合には、共同利用施設の利用について本施設の利用者の意向を踏まえるものとする。

b 事業実施主体又は利用者において、市町村基本構想に定められる農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標（基本構想が未策定の市町村においてはこれに準ずる指標）が達成できることが見込まれるものであること。

イ 実施基準

（１）のイの（イ）から（キ）までに規定する基準及び次に掲げる基準を満たすものとする。

（ア）個人機械及び施設、目的外使用のおそれの多い機械及び施設又は事業効果の小さい機械及び施設は、補助の対象としないものとする。

(イ) 補助の対象となる施設等の附帯施設としての温室管理施設、育苗箱、パレット、コンテナ、運搬台車であって低額なもの並びにフォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。）は、補助の対象としないものとする。

(ウ) 整備を予定している施設において浴室が含まれる場合の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。

a 当該施設に宿泊機能を有し、かつ、その浴室が施設利用者数に応じた適正な規模であること。

b 原則として温泉水の活用は認めない。

ただし、施設の建設及び維持管理コストを勘案し、温泉水を活用することが妥当であると県知事が認める場合にあっては、この限りではない。

ウ 事業実施主体

(ア) 要綱別表の沖縄農業対策事業の事業実施主体中「農業者等の組織する団体」とは、農家３戸以上が構成員に含まれている団体であって、当該農家が全体の議決権の過半を占める等当該団体の事業活動を実質的に支配すると認められる次に掲げる団体とする。

a 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）

b 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。）

c 特定農業団体（基盤強化促進法第23条第4項に規定する団体をいう。）

d 農用地利用改善団体（基盤強化促進法第23条第1項に規定する団体をいう。）

e 農作業の受託及び共同化、その他農畜産物の生産、加工、販売等を行う法人又は任意団体

ただし、eのうち食品製造業者等と連携して別表2の13農畜産物処理加工施設の欄、21産地形成促進施設の欄及び22地域食材供給施設の欄に掲げる施設を整備する場合は、当該農家の出資割合が過半を占める必要はないものとする。

(イ) 要綱別表の沖縄農業対策事業の事業実施主体中「第3セクター等」とは、地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することが認められる法人とする。

(ウ) 要綱別表の沖縄農業対策事業の事業実施主体中「その他経営局長が別に定める要件を満たす法人」とは、当該法人の構成員に含まれる農家が３戸未満の次に掲げる法人とする。

なお、bからdまでに該当する法人が事業実施主体となる場合の補助金の補助率は、一律3分の1以内とする。

また、aからdまでに掲げる要件のうち、「目標及びその達成のためのプログラム」の目標年度は、事業実施計画策定年度の翌年度から5年度目とする。

- a 次に掲げる要件を全て満たす特定農業法人
 - (a) 施設等の整備後5年間引き続き特定農業法人であるか、又は施設等の整備後5年間引き続き基盤強化促進法第23条第4項の利用権の設定又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行うこと。
 - (b) 特定農用地利用規程（基盤強化促進法第23条第4項に規定する農用地利用規程をいう。以下同じ。）の農用地の利用の集積目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
 - (c) 特定農用地利用規程の区域で生産する農畜産物の取扱高が農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
 - (d) 当該法人の行う農業経営に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
- b 次に掲げる要件を全て満たす農地所有適格法人
 - (a) 3戸以上の農家からの利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う又は3戸以上の農家からの原料供給を受けて加工等を行う目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

なお、利用集積及び原料供給は5年以上の契約が締結されていること。
 - (b) 当該法人の行う農業経営に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
 - (c) 当該法人の経営面積（作業受託面積を含む。以下同じ。）がおおむね10ha以上となる目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
- c 次に掲げる要件を全て満たす農業サービス事業体（農作業の受託を行う法人をいう。）
 - (a) 3戸以上の農家又は市町村との間において5年以上の農作業受託契約が締結されており、施設等の整備後5年間引き続き農作業を行うこと。
 - (b) 当該法人の行う農業関連業務に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
 - (c) 当該法人の経営面積がおおむね10ha以上となる目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
 - (d) 5年以内に農地所有適格法人になることに関する計画を有していること。
- d 参入法人（農地法の一部を改正する法律（平成21年法律57号）附則第14条第1項に規定する事業により農用地を借り受けた特定法人及び農地法（昭和27年法律第229号）第3条第3項の規定又は基盤強化法第18条第3項第3号の規定を受けて農地又は採草放牧地に権利の設定を行う法人をいう。以下同じ。）のうち、次に掲げる要件を満たす法人
 - (a) 3戸以上の農家から利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用集積又は3戸以上の農家から原料供給を受けて加工等の目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

- (b) 会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に定めるものをいう。）にあつては、資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人（以下「中小企業」という。中小企業以外から出資を受ける子会社（会社法第2条第3号に定める子会社をいう。）は除く。）であること。

エ 成果目標

- (ア) 要綱第3の5の(2)の意欲ある多様な経営体の育成・確保に関する目標は、地区毎の農業の6次産業化、経営面積の拡大、新規作物の導入、農産物の品質向上、生産コストの縮減、雇用者の確保及び農業経営の法人化に取り組む意欲ある多様な経営体の育成数を設定するものとする。
- (イ) (ア)の目標の設定にあつては、1地区当たり意欲ある個別経営体を原則5経営体（組織経営体にあつてはそれを構成する個別経営体）以上育成する目標を設定するものとする。
- (ウ) (ア)の農業の6次産業化に関する目標の対象となる経営体は、農産物の加工、直売若しくは契約栽培等の拡大に取り組む又は事業分野が異なる法人等と契約を行うこと等により事業の連携関係を構築する経営体とする。
- (エ) (ア)の農業経営の法人化に関する目標の対象となる法人は、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、農作業の受託及び共同化、その他農畜産物の生産、加工、販売等を行う法人並びに参入法人とする。

3 実施手続

(1) 事業実施計画の作成

要綱第3の7の(1)の事業実施計画の作成は、アイヌ農林漁業対策事業にあつてはアイヌ農林漁業対策事業実施計画書（別紙様式第1号）、沖縄農業対策事業にあつては沖縄農業対策事業実施計画書（別紙様式第2号）により行うものとする。

(2) 事業実施計画の承認

ア 要綱第3の7の(2)の事業実施計画の協議は、別紙様式第3号により行うものとする。

イ 要綱第3の7の(2)の経営局長が別に定める要件は、次に掲げるとおりとする。

(ア) アイヌ農林漁業対策事業

- a 基本方針に即し、事業実施地区における農林漁業経営の健全な育成及びアイヌ農林漁家経済の安定的向上を図るものであること。
- b 事業実施地区内の農林漁家の総意に基づくものであり、かつ、本事業の内容が技術的、資金的その他の見地から実施可能なものであること。
- c 補助対象事業により造成、改良又は整備した農用地、農林漁業近代化施設等の受益又は利用の範囲は、原則として事業実施地区内であること。
- d 1箇所又は1施設の個々の事業費は、零細とならないように留意し、原則として最低30万円であること。
- e 1箇所又は1施設の個々の事業の受益関係農林漁家のうちアイヌ農林漁家の戸数は原則として3戸以上であること。

- f 1 事業実施地区又は1施設の事業ごとに、アイヌ農林漁家に係る受益又は利用の割合が農業生産基盤整備事業にあつては受益面積、林道事業にあつては、利用区域の面積、その他の事業にあつては、受益面積、利用区域の面積又は受益戸数のおおむね5割以上を占めるものであること。
 - g 要綱第3の8に定めるところにより、妥当投資額を算出し、投資効率が1.0以上となるものとする。
 - h 施設等の管理及び運営に当たり、収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること。
- (イ) 沖縄農業対策事業
- (ア) のg及びhの基準のほか、次に掲げるとおりとする。
 - a 個々の施設等の受益農家戸数は、3戸以上であること。
ただし、次に掲げる場合を除く。
 - (a) 2の(2)のウの(ウ)に定める法人が事業実施主体となる場合。
 - (b) 別表2の17経営継承円滑化支援施設の欄①の事業を行う場合。
 - b 施設等の能力及び規模が、その目的、受益範囲、費用負担方法、利用管理計画等からみて適正であり、かつ、過大なものではないこと。
 - c 整備を予定している施設のうち、処理・加工、販売、食材供給等の機能を有する施設については、当該施設で取り扱う農畜産物の仕入・販売等に関する計画が明らかになっていること。

4 事業の実施期間

本事業は、要綱第3の7の(2)により承認を受けた年度において事業を完了するものとする。

5 事業の着工

事業の着工（機械の発注を含む。）は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情による場合は、交付決定前に着工することができるものとする。

第3 国の助成措置

要綱第4により国が行う補助の額は、次に掲げるとおりとする。

- 1 要綱第3の7の(2)により承認を受けた事業実施計画に基づき実施するに必要な経費につき、3分の2以内を補助するものとする。
- 2 北海道、沖縄県及び市町村において、本事業の実施に関する事務及び指導・監督等に要する経費につき、2分の1以内を補助するものとする。

第4 目標達成状況の報告等

- 1 要綱第5の1の成果目標の達成状況の報告は、アイヌ農林漁業対策事業にあつてはアイヌ農林漁業対策事業目標達成状況報告書（別紙様式第4号）、沖縄農業対策事業にあつては沖縄農業対策事業目標達成状況報告書（別紙様式第5号）により行うものとする。
- 2 要綱第5の3の点検結果等の報告は、特定地域経営支援対策事業点検評価結果報告書（別紙様式第6号）により行うものとする。

- 3 要綱第5の3に定める報告は、事業実施年度の翌年度から目標年度の前年度までの毎年度について、翌年度の7月末までに行うものとする。

第5 事業の評価

- 1 要綱第6の1の事業評価の報告は、アイヌ農林漁業対策事業にあってはアイヌ農林漁業対策事業目標達成状況報告書（別紙様式第4号）、沖縄農業対策事業にあっては沖縄農業対策事業目標達成状況報告書（別紙様式第5号）により行うものとする。
- 2 要綱第6の2の点検評価等の報告は、特定地域経営支援対策事業点検評価結果報告書（別紙様式第6号）により行うものとする。
- 3 要綱第6の2に定める報告は、目標年度の翌年度の7月末までに行うものとする。

第6 他の施策等との関連

- 1 環境と調和のとれた農業生産活動の促進

事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、原則として、目標の達成状況報告の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する農家から、点検シートの提出を受け、点検を実施した旨を確認するものとする。

ただし、施設等を利用する農家が不特定多数である等、点検シートの提出を受ける農家の特定が困難な場合は、この限りではない。

- 2 農山漁村における女性の参画の促進

事業実施主体が市町村、農業協同組合又は農業委員会である場合にあっては、次に掲げる女性の参画に関する事項を設定しているか、又は事業実施期間中に設定することが確実に見込まれているものとする。

- (1) 事業実施主体が市町村である場合は、農山漁村における女性の社会参画及び経営参画の促進に関する数値目標
- (2) 事業実施主体が農業協同組合又は農業委員会である場合は、当該組織における女性の参画に関する数値目標

- 3 飼料自給率の向上

乳用牛及び肉用牛を対象とした畜産振興に係る整備事業（畜産環境及び畜産物の処理・加工・流通関連施設に係るものを除く。）を実施する事業実施主体は、「畜産関連事業における飼料自給率向上計画の策定について」（平成18年3月31日付け17生畜第2867号農林水産省生産局長通知）に基づき、飼料自給率向上計画を策定していること又は事業実施期間中に策定することが確実に見込まれることとする。

第7 留意事項等

- 1 本事業の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか、「特定地域経営支援対策事業における対象事業事務等の取扱いについて」（平成23年4月1日付け22経営第7201号経営局長通知。以下「対象事業事務等取扱通知」という。）等によるものとする。
- 2 道知事及び県知事は、成果目標の達成プログラムの全部又は一部の達成率が70

%未満の場合（達成率の低い理由が、自然災害、土地収用等事業実施主体の責に帰すべきものでないと都道府県知事が認める場合を除く。）には、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 計画主体及び事業実施主体に対して成果目標の未達成要因の把握・分析、成果目標の達成に向けた今後の対応方針（以下「改善計画」という。）等の措置を講ずるなどの重点的な指導助言（以下「重点指導」という。）を行うものとする。
 - (2) (1) の重点指導を行った後、当該成果目標の達成の見込みがないものと判定したときは、計画主体及び事業実施主体に対して事業実施計画を変更させる又は事業を一時停止若しくは中止させるなど、適切な措置を講じるものとする。
- 3 道知事及び県知事は、施設等の利用状況等が低調な場合には、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設等の利用計画に対する利用状況等について次に掲げる状況が3カ年（イの（ア）にあっては2カ年）継続している場合にあっては、市町村長及び事業実施主体に対してその原因を十分分析させ、具体的かつ実現可能な改善計画を作成するよう指導し、改善計画の達成が見込まれるまでの間、その状況を報告させるものとする。

ア 利用計画に対する利用状況が70%未満

イ 処理・加工、販売、食材供給等の機能を有する施設にあっては、次に掲げるとおりとする。

(ア) 施設で取り扱う農畜産物の仕入・委託販売額のうち地区内農畜産物の割合が50%未満

(イ) 当該施設の収支率が80%未満

(ウ) 収入計画に対する収入実績の割合が70%未満

- (2) (1) により改善計画の達成状況を把握した結果、改善計画に沿った利用を行うことが期待しがたいと判断した場合には、市町村長及び事業実施主体に対して利用計画の変更等を検討させるものとする。

なお、この場合において、改善の目途が立たないと判断される場合には、対象事業事務等取扱通知第6の3の財産処分等の手続に基づき、適切な措置を講じるものとする。

- 4 農林水産省経営局長及び内閣府沖縄総合事務局長は、本事業の実施に関し、監督上必要があるときは、その対象事業を検査するとともに、その結果違反の事実があると認めるときは、知事等に対し、その違反を是正するため、必要な限度において、取るべき措置を講ずるよう指導することができるものとする。

附則

- 1 この通知は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、「アイヌ農林漁業対策事業計画書等の参考様式について」（平成14年3月29日付け13経営第6379号経営局長通知）は廃止する。
- 3 アイヌ農林漁業対策事業実施要領（昭和51年6月12日付け51構改B第1339号農林事務次官依命通知）に基づき、平成22年度までに定めたアイヌ農林漁業対策基本方針については、この通知の第2の1の（1）のアの基本方針とみなすものとする。

する。

附則

- 1 この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。

別表 1

事業種目	事業実施主体	事業内容	事業の規模等
1 農林業生産基盤整備事業			
(1) ほ場整備事業	市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者等の組織する団体	農地につき行う区画整理及びこれと関連して施行することを相当とするかんがい排水、畑地かんがい、暗きょ排水、農道等の事業とする。	1 1 事業地区の受益面積は、おおむね 2 ha 以上とする。 2 区画、用排水路及び道路は、傾斜、地下水その他の立地条件、導入機械、営農体系等に即応したものとする。 3 確定測量及び換地処分については、工事完了年度の翌年度まで補助する。
(2) 農用地集団化事業	市町村、農業協同組合、土地改良区、農業委員会	交換分合によって農用地の集団化を行うための事業とし、農用地集団化の啓もう普及、経営調査、土地評定、測量、計画図作成、交換分合計画書作成、認可申請等とする。	事業地区の関係面積はおおむね 2 ha 以上とする。
(3) 土地改良事業	市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者等の組織する団体	農地及び水に関する条件整備を行うための事業とし、かんがい排水、畑地かんがい、暗きょ排水、客土、農道、農道舗装、農道橋、索道等とする。	1 1 事業地区の関係面積はおおむね 2 ha 以上とする。 2 畑地かんがい事業の末端移動施設（スプリンクラー等）は、農業経営近代化施設として補助の対象とする。 3 客土事業の客入土の散布費用は、補助の対象としない。 4 農道事業にあっては、全巾員は 3 m 以上 1 路線の延長はおおむね 200 m 以上とする 5 農道舗装事業は、既存農道の舗装とする。 6 農道橋事業は、永久橋への架替えに限るも

			のとし、全巾員は3m以上とする。 7 索道事業は、動力索道及びこれと一体として施行することを相当とする附帯道路とする。
(4) 農地造成改良事業	市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者等の組織する団体	未墾地からの農地造成、既墾地からの樹園地、飼料畑等への転換造成及びこれと一体として施工することを相当とする農用地の改良事業とし造成改良に必要な障害物除去（刈払い、除石、抜根）、起土、深耕、整地、土壌改良資材、区画整理、かんがい排水施設、客土、農道、索道、防風林、土壌侵蝕防止施設、飲雑用水施設等とする。	1. 1事業地区の造成改良面積は、おおむね2ha以上とする。 2. 確定測量及び換地処分については、ほ場整備事業の場合に準ずる。 3. 区画整理、かんがい排水、客土、農道及び索道については、ほ場整備事業及び土地改良事業の場合に準ずる。
(5) 草地開発整備事業	市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者等の組織する団体	草地の造成、改良、野草資源を利用した放牧地の整備及び草地の利用に必要な施設等の整備事業とし、造成改良に必要な障害物除去（刈払い、除石、抜根）、起土、整地、土壌改良資材、牧草種子、区画整理、かんがい排水施設、土壌侵蝕防止施設、牧道、索道、飲雑用水施設、隔障物、牧野樹林、家畜飼養管理施設（家畜保護施設、電気導入施設、飼料貯蔵施設等）等とする。	事業地区の造成改良面積は、おおむね2ha以上とする。
(6) 林道事業	市町村、森林組合、生産森林組合	自動車道及び軽車道（林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）に定める自動車道及び軽車道をいう。）の開設及び改良を行う事業とし、助成の対象は林道の新設（既設林道の種類の変更を含む。）又は改築、橋りょう改良、局部改良、雪害防止、ずい道改良、幅員拡張、法面保全及び山火事防止の工事とする。	事業の規模は、利用区域の森林面積おおむね10ha以上、1路線の延長200m以上とする。
2 農林漁業経営近代化施設整備事業			

(1) 農業経営近代化施設	市町村、農業協同組合、農業者等の組織する団体	栽培飼養管理、収穫、乾燥、集出荷、飼料生産を改善するために必要なトラクター及び附属作業機、育苗施設、温室（ハウスを含む。）移植用機械、動力防除機、定置配管施設、果樹棚、かん水施設、収穫用動力機械、運搬施設、乾燥調製施設、集出荷貯蔵施設、農畜産物処理加工施設、放牧施設、家畜用水施設、畜舎、糞尿処理施設、農機具格納附帯施設等とする。
(2) 林業経営近代化施設	市町村、森林組合、生産森林組合、農業協同組合、農林業者等の組織する団体	刈払機、植穴掘機、薬剤散布機、チェンソー、チップパー、皮はぎ機、フォークリフト、機械保管施設、木工用機械、乾燥機、作業施設、特用林産物栽培管理施設、木材処理加工施設、特用林産物処理加工施設、貯蔵用施設、附帯施設等とする。
(3) 漁業経営近代化施設	市町村、漁業協同組合、農業協同組合、農漁業者等の組織する団体	養殖施設、蓄養施設、海水処理施設、漁業用作業保管施設、水産物処理加工施設、水産鮮度保持施設、水揚げさばき施設、貯蔵用施設、運搬施設、附帯施設等とする。

別表 2

施設等名	補助の対象となる整備内容	実施要件等
1 区画整理	農用地の区画の拡大、整形、換地及び面的工事と一体的に行うかんがい排水、暗きょ排水、農道等の整備	受益面積は、1事業地区についておおむね団体営級（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第50条第1項から第8項までに定める要件に満たない事業をいう。）以下とする。
2 用排水整備	用水路、排水路の新設、改修及びこれらの附帯施設	
3 農道	農業上の利用に供する道路及び農地と農業用関連施設を結ぶ道路の新設、改良	
4 農地保全整備	客土、土壌改良、ため池改修、冠水防止のための排水ポンプ、地滑り対策のためのブロック積み・杭打ち、抜根等遊休地改良、ほ場進入路整備等及びこれらの附帯施設	
5 建物用地整備	新規就農者のための滞在施設用地の造成、農業用施設用地の造成、改良、経営多角化のための交流施設用地の造成及びこれらの附帯施設	
6 交換分合	農用地の交換・分割、合併等による農用地の集団化のための土地評定、測量、許可申請	
7 体験農園整備	学童・都市住民等の体験農業のための区画整理、農地の造成及びこれと一体的に行う用排水路、農道等の整備とこれらの附帯施設	
8 新規就農者研修施設	栽培技術・経営管理能力・生活習慣等の習得のための実験及び研修用農場の整備、研修用生産施設（温室及び機械施設）、座学等を行う研修施設及び宿泊滞在施設等とこれらの附帯施設	
9 高生産性農業用機械施設	農業用機械、施設（温室（平張施設を含む。）、畜舎等）及びこれらの附帯施設	
10 乾燥調製貯蔵施設	乾燥機、粳摺り機、袋詰め機、色彩選別機、貯蔵施設、建物等及びこれらの附帯施設	カントリーエレベーターにあっては、施設の計画処理量1トンにつき補助金163,300円、計画処理量が2千トン未満の場合は補助金210千円を上限とする。
11 育苗施設	水稻、野菜等の共同育苗施設及び附帯施設	

12 農畜産物集出荷貯蔵施設	野菜、果樹等の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、建物等及びこれらの附帯施設	
13 農畜産物処理加工施設	処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械施設及びこれらの附帯施設	
14 高品質堆肥製造施設	堆肥製造用機械施設、堆肥保管用施設等及びこれらの附帯施設	
15 農業用水施設	水源施設、貯水施設、配管、ポンプ等及びこれらの附帯施設	
16 新技術活用種苗等供給施設	育苗・増殖用施設、培養検定用施設及びこれらの附帯施設	
17 経営継承円滑化支援施設	① 市町村、農協、第3セクター等が離農者等農業を中止した者の経営資産を新規就農者、認定農業者又は認定志向農業者へ円滑に継承するために行う、ほ場の簡易な整備、中古農業用機械の購入及び修繕、中古農業用施設の購入、補修、改修及び増築 ② 特定農業法人又は特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織による地区内農家からの中古農業用機械の購入及び修繕、中古農業用施設の購入、補修、改修及び増築	対象となる機械及び施設は、残存耐用年数が施設にあっては5年以上、機械にあっては2年以上のものとする。
18 農業資材保管施設	製材機、ビニール裁断機などの加工用施設及び農業用資材の保管施設	
19 農業機械高度利用施設	農業機械の効率的な維持管理を行うとともに、共同利用体系の確立、オペレーターの研修等、有効的な機械利用に供する施設	
20 農林漁業体験施設	そば打ち、ジュース加工、わら細工等農林漁業の体験、技術の伝承、宿泊体験等のための施設及びこれらの附帯施設	
21 産地形成促進施設	販路拡大用、鮮度保持用、貯蔵用施設等及びこれらの附帯施設	
22 地域食材供給施設	地域内の農畜産物を活用した食材の供給のために必要な加工室、貯蔵室、処理加工機械施設等及びこれらの附帯施設	
23 総合交流拠点施設	地域特産物の展示、伝統文化の伝承、特産物の手作り体験、地域内の総合案内、地域に賦存する諸資源を活かした滞在等交流の推進のために必要な	

	機能を有する施設及びこれらの附帯施設	
24 地域農業管理施設	栽培管理技術・経営管理に関する指導・研修、土壌分析、作物の品質検定、土地の利用調整等に必要な機器・施設等及びこれらの附帯施設	一設備として整備される情報端末（音声告知及び受信端末、パソコン端末等）は、市町村役場等公共機関、農業協同組合等農業関係機関所有の施設のほか、地域集会所等必要最小限の公共的役割を有する場所に設置するものに限定して補助の対象とするものとする。
25 経営高度化支援施設	農業生産・経営に係る遠隔環境制御・監視等に必要な計測機器、制御装置、監視装置、情報処理装置、端末機器等及びこれらの附帯施設	

別表 3

施設等名	内 容	上限建設費	その他の基準
1 区画整理	小規模な田、畑の区画の変更	10a当たり300万円	
2 用排水整備	小規模な末端用排水路の整備	m当たり15万円	
3 農道	小規模な農道の整備	m当たり20万円	
4 体験農園整備	体験農園の整備	区画整理に準ずる。	
5 新規就農者研修施設	農業機械及び施設、研修及び滞在施設等の整備	他のメニューで設定したものに準ずる。	上限規模は他のメニューで定める規模に準ずる。
6 高生産性農業用機械施設	①温室	内部設備がある場合 建築面積㎡当たり3.5万円 内部設備がない場合 建築面積㎡当たり1.7万円	上限規模は15,000㎡
	②畜舎	建築面積㎡当たり5万円	上限規模は2,000㎡
7 乾燥調製貯蔵施設	①ライスセンター	処理量トン当たり45万円	上限規模は2,000t
	②カントリーエレベーター	処理量トン当たり 2,000t級31.5万円 3,000t級24.5万円	上限規模は3,000t
8 育苗施設		育苗対象面積ha当たり 100ha以上90万円 100ha未満160万円	上限規模は500ha
9 農畜産物集出荷貯蔵施設	①りんご 選果機 建物	処理量トン当たり38万円 処理量トン当たり13.5万円 延べ床面積㎡当たり11.5万円	
	②なし	処理量トン当たり27万円	
	③柑橘 選果機 建物	処理量トン当たり17万円 処理量トン当たり 5,000t以上9万円 5,000t未満13.5万円 延べ床面積㎡当たり7万円	
	④野菜（トマト、キュウリ）	処理量トン当たり27万円	
10 農畜産物処理加工施設	茶	処理量トン当たり160万円	

11 高品質堆肥製造施設		処理量トン当たり7.6万円	上限規模は4,000t
12 農業用水施設	定置配管施設	受益面積10a当たり86万円	上限規模は50ha
13 新技術活用種苗等供給施設		延べ床面積㎡当たり24.5万円 (建物) 延べ床面積㎡当たり3.5万円 (温室)	上限規模は延べ床面積1,500㎡ 上限規模は延べ床面積3,000㎡
14 農林漁業体験施設		延べ床面積㎡当たり29万円	上限規模は延べ床面積1,500㎡
15 産地形成促進施設		延べ床面積㎡当たり24.5万円	上限規模は延べ床面積1,000㎡
16 地域食材供給施設		延べ床面積㎡当たり29万円	上限規模は延べ床面積1,000㎡
17 総合交流拠点施設		延べ床面積㎡当たり29万円	上限規模は延べ床面積2,000㎡
18 地域農業管理施設		延べ床面積㎡当たり24.5万円	上限規模は延べ床面積1,500㎡

(別紙様式第1号)

アイヌ農林漁業対策事業実施計画書

(表紙)

平成 年度

アイヌ農林漁業対策事業実施計画書

北海道 郡(市) 町村

〇〇地区

(注)大きさはA4判とする。

1 地区農林漁業振興基本構想

(1) 現況

市町村内における地区の位置、地勢、気候、交通、産業等について簡潔に記述し、地区内の土地面積、農林漁家数、経営規模、生産手段、生活状況及び農林漁業振興上の阻害要因等について、アイヌ農林漁家と一般農林漁家とを対比し(必要に応じ市町村内の平均的概況との対比)記述する。

(2) 地区の経営形態別戸数

区分	地区内 総戸数	農林漁 家計	農 家					林 家	漁 家					その他 の産業
			計	専業	兼業				計	専業	兼業			
					第1種	第2種	小計				第1種	第2種	小計	
総数														
うちアイヌ														

(注)1 同一経営者が農林漁業を営む場合は、その業種の所得の占める割合が最も多いものにまとめて掲げる。
2 市町村統計等を利用して記入する。

(3) 地区農林漁業の振興方向

当該地区の農林漁業をどのような方向に誘導するのか、その基本構想と方法(本事業及び他の農林漁業振興計画等)について記述する。

2 受益農林漁家の経営改善目標及び施設等整備計画

(1) 事業の目的

1の地区の現況、農林漁業の振興方向等を踏まえ、本事業を活用した受益農林漁家の農林漁業経営の改善方策を記入する。

(2) 受益農林漁家の経営改善目標

ア. 生産目標

区分		生 産 戸 数				生 産 量				1戸当 り生産量	生 産 額				1戸当 り生産額	備考
		農業 戸	林業 戸	漁業 戸	計 戸	農業 t	林業 t	漁業 t	計 t		農業 万円	林業 万円	漁業 万円	計 万円		
現 況	総 数															
	うちアイヌ															
1年度目 (平成 年度)	総 数															
	うちアイヌ															
2年度目 (平成 年度)	総 数															
	うちアイヌ															
3年度目 (平成 年度)	総 数															
	うちアイヌ															
4年度目 (平成 年度)	総 数															
	うちアイヌ															
目 標 (平成 年度)	総 数															
	うちアイヌ															

(注)1 事業実施年度の翌年度から5年度目を目標年度とし、目標年度までの各年度における計画を記入する。(次表も同じ。)
2 同一経営者が農林漁業を営む場合は、その業種の所得の占める割合が目標時点で最も多いものにまとめて掲げる。(次表も同じ。)
3 備考欄には、主要な生産物のうち、目標時点における生産額の上位5種目を記入する。

イ. 所得目標

区分		戸 数				所 得 額				1戸当たり 所得額
		農業 戸	林業 戸	漁業 戸	計 戸	農業 万円	林業 万円	漁業 万円	計 万円	
現 況	総 数									
(平成 年度)	うちアイヌ									
1年度目	総 数									
(平成 年度)	うちアイヌ									
2年度目	総 数									
(平成 年度)	うちアイヌ									
3年度目	総 数									
(平成 年度)	うちアイヌ									
4年度目	総 数									
(平成 年度)	うちアイヌ									
目 標	総 数									
(平成 年度)	うちアイヌ									

(3) 施設等整備計画

事業 区分	事業 種目	工種又は 施設区分	事業 主体	管理 主体	受益戸数		受益又は利用区域の面積		事業量	事業費	負担区分(資金計画)						備考
					総戸数	うち アイヌ	総面積	うち アイヌ			国費	道費	市町 村費	公庫 資金	近代化 資金	その他	
					戸	戸	ha	ha		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
合計																	

- (注) 1 事業主体及び管理主体は具体的に〇〇農協〇〇生産組合等と明記する。
2 事業量及び事業費欄は補助対策事業について記入する。
3 工種又は施設区分欄及び事業量欄は「事業種目別呼称単位一覧表」により記入する。

[添付資料]

- (別添)アイヌ農林漁業対策事業実施設計書
- 農林漁業者等の組織する団体が事業実施主体、管理主体となる場合には、当該団体の定款・規約、構成員の状況及びその他経営状況が分かる資料。
- 事業主体負担分の資金調達及び償還計画書(起債に係るものは除く。)
- 経営近代化施設の場合は、施設の管理規定、年間利用計画表(フローチャート又は作業体系図)、収支計画。
- 「特定地域経営支援対策事業における費用対効果分析の実施について」(平成23年4月1日付け22経営第7202号経営局長通知)第5の投資効率等の算定結果。

(別添)

アイヌ農林漁業対策事業実施設計書

(表紙)

(裏面)

設計書番号

平成 年度

アイヌ農林漁業対策事業実施設計書

事業種目別	
工種又は施設区分	

北海道〇〇郡(市)〇〇市町村〇〇地区
事業主体名 〇 〇 〇
所在地 〇〇市町村字〇〇番地

計画及び審査

審査	北海道				出先機関				
	部課名	職名	氏名	印	部課名	職名	氏名	印	
設計	区 分			所属機関名及び氏名					印
	測 量 者								
	設 計 者								
	事業主体代表者								

(注) 1 本書は農林漁業近代化施設整備事業を実施する場合に様式1のアイヌ農林漁業対策事業実施計画書に添付する。
なお、農林業生産基盤整備事業を実施する場合は本書によらず団体営級の土地改良事業に係る実施設計書の様式に準じる。
2 次のアからエまでに掲げる事業以外の事業の場合は要領第2の2の(3)のイに係る協議の際に本書を添付することを要しない。
(1)事業主体、事業種目又は施工箇所の異なる事業(農用地集団化事業は除く。)ごとにその事業費が5,000千円以上のもの。
(2)農用地集団化事業
(3)特認事業
(4)その他特に経営局長が必要と認めるもの。
3 変更設計書作成の場合、変更前と変更しようとするものを対照して記載し、変更前は赤書きとし、変更しようとするものは黒書きとする。(以下同じ。)
4 大きさはA4判とする。

(1) 工事費又は機械器具購入費明細書

事業区分	事業種目	工種又は施設区分	構造・規格又は形式	単価	金額	直営・請負又は購入の別	契約方法	工期又は購入予定年月日	施行箇所又は設置箇所	備考 (施設等規模決定根拠等)
				円	円					
合計										

(注) 工種又は施設区分欄及び事業量欄は別表「事業種目別呼称単位一覧表」により記入する。

(2) 実施設計費明細書

内容	金額	直営・請負の別	契約方法	契約期間	備考 (予定金額の算定根拠等)
	円				
合計					

(3) 工事雑費明細書

区分	金額	備考 (予定金額の算定根拠等)
合計		

〔実施計画書添付図面〕

(1) 地区位置図 5万分の1地形図

ア. 農業振興整備計画の農用地区域を緑の太実線で囲む。

イ. 本地区を黒の太実線で囲む。

ウ. 事業受益範囲を赤の太実線で表示。

(ア) 土地基盤整備事業の道路、水路等線的なものについては計画路線を、道路は茶、水路は赤等団体営事業の着色方法に準じ、既設路線を同色の細線で表示し、その受益区域を赤の実線で囲み、内側を赤色でぼかす。

又、区画整理、草地改良等面的なものについては、区画整理は青色の、暗渠排水は紫色の実線で囲み内側を同色で塗る等々、団体営事業の着色方法に準ずる。

(イ) 近代化施設整備事業については設置箇所を青丸で表示する。

エ. 図面に位置図説明表を添付する。

番号	事業種目	事業主体	事業費	表示凡例

(2) 農林漁業関連事業図 5万分の1地形図

ア. 本地図を黒の太実線で囲む。

イ. 土地基盤整備事業については、その受益区域を赤で塗り道路・水路等線的なものは黒の細線で表示し、その受益区域を赤の細斜線で表示する。

ウ. 近代化施設整備事業については設置箇所を青丸で表示する。

エ. 図面に凡例を添付する。なお図面上に番号を旗上げする。(番号は参考資料「農林漁業関連事業」による。)

〔実施設計書添付図面〕

実施設計書には設計書(平面図、正面図、側面図、断面図、配置図、計算図(表)等)の他、次の図面を添付する。

(1) 位置図

使用地図は原則として5,000分の1程度の地形図を用い土地利用状況を田:薄青色、畑:薄黄色、採草放牧地:薄緑色、山林原野:薄褐色で塗り、次により図示する。なお、基盤整備と近代化が同一地区で実施される場合は、それぞれ別葉として作成する。

ア. 農林業生産基盤整備事業

図面の表示は(1)地区位置図のウの(ア)に同じ。なお受益者名と受益面積を黒色で図面上に記入する。(図面上に記入できない時は、個別調書の番号を記入し、番号、受益者名、受益面積の一覧表を凡例として添付)

イ. 農林漁業近代化施設整備事業

設置箇所を青丸で明示する。又、受益者の居住箇所を黒小丸、受益範囲を青斜線で表示し、個別調書の番号を附す。

(2) 計画平面図又は施設配置図

(別紙様式第2号)

沖縄農業対策事業実施計画書

市町村名	地区名	事業実施年度	目標年度

1 地域農業の現状と将来ビジョン

地域農業の現状と課題
意欲ある多様な経営体の育成・確保に向けた取組方針

(注) 地域農業の現状と課題は、主要作物の動向、新規作物の動向、生産基盤の状況、生産組織の現状等を記載し、経営体の育成・確保に向けて地域が掲げる課題を簡潔に記入する。
なお、取組方針については、設定する成果目標との関連に留意した上で記入する。

2 意欲ある多様な経営体の育成・確保に関する成果目標

(1) 成果目標

(単位: 経営体)

項目	1年度目 (○年度)	2年度目 (○年度)	3年度目 (○年度)	4年度目 (○年度)	目標年度 (○年度)
意欲ある多様な経営体育成数					
農業の6次産業化					
経営面積の拡大					
新規作物の導入					
農産物の品質向上					
生産コストの縮減					
雇用者の確保					
農業経営の法人化					

(注) 1 1経営体において、複数の項目がある場合は、主とする項目のみを記入する。
2 目標年度は、事業実施年度の翌年度から5年度目とする。

(2) 目標設定の考え方及び事後評価の検証方法

目標年度における経営体育成数	目標設定の考え方	事後評価の検証方法
意欲ある多様な経営体育成数		
農業の6次産業化		
経営面積の拡大		
新規作物の導入		
農産物の品質向上		
生産コストの縮減		
雇用者の確保		
農業経営の法人化		

(注) 1 「目標設定の考え方」の欄は、成果目標数値の設定根拠及び整備予定施設等と成果目標の達成との関連性について記入する。
2 「事後評価の検証方法」の欄は、客観的に検証できる手法(方法)を記入する。

3 施設等整備計画

(単位: 戸、円)

事業内容	事業実施主体	受益 戸数	事業量	事業費	負担区分				備考
					国費	県費	市町村費	その他	
計									

(注) 施設整備、機械の導入別に記入する。

[添付資料]

- 1 (別添)沖縄農業対策事業経営体調書
- 2 農業者等の組織する団体等の任意団体が事業実施主体、管理主体となる場合には、当該団体の定款・規約、構成員の状況及びその他経営状況が分かる資料。
- 3 事業主体負担分の資金調達及び償還計画書(起債に係るものは除く。)
- 4 施設の管理規定、年間利用計画表(フローチャート又は作業体系図)、収支計画。
- 5 「特定地域経営支援対策事業における費用対効果分析の実施について」(平成23年4月1日付け22経営第7202号経営局長通知)第5の投資効率等の算定結果。

(別添)

沖縄農業対策事業経営体調書

市町村名	地区名	事業実施年度	目標年度

No

1 成果目標との関連

☐ ①農業の6次産業化	☐ ②経営面積の拡大	☐ ③新規作物の導入	☐ ④農産物品質の向上	☐ ⑤生産コストの縮減
☐ ⑥雇用者の確保	☐ ⑦農業経営の法人化			

(注) 成果目標として記入した項目の□にチェックを入れる。

2 経営改善目標

項目	具体的な内容	現状 (計画時)	1年度目 (○年度)	2年度目 (○年度)	3年度目 (○年度)	4年度目 (○年度)	目標年度 (○年度)
農業の6次産業化							
経営面積の拡大							
新規作物の導入							
農産物の品質向上							
生産コストの縮減							
雇用者の確保							
農業経営の法人化							

(注) 1 複数の項目が該当する場合は、全て記載する。

2 目標年度は事業実施年度の翌年度から5年度目とする。

(別紙様式第3号)

番 号
年 月 日

農林水産省経営局長 殿

〔 沖縄県にあっては内閣府
沖縄総合事務局長 〕

道県知事 氏 名 ㊟

平成 年度特定地域経営支援対策事業のうち〇〇事業実施計画の協議について

特定地域経営支援対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7199号農林水産事務次官依命通知）第3の7の（2）の規定に基づき、下記の地区に係る〇〇事業実施計画書を添えて協議する。

記

市町村名	地区名	備考

- （注） 1 件名及び文書中の「〇〇事業実施計画」は、アイヌ農林漁業対策事業については「アイヌ農林漁業対策事業実施計画」、沖縄農業対策事業については「沖縄農業対策事業実施計画」と記載すること。
- 2 関係書類として、アイヌ農林漁業対策事業については別紙様式第1号を、沖縄農業対策事業については別紙様式第2号を添付すること。

(別紙様式第4号)

アイヌ農林漁業対策事業目標達成状況報告書

(表紙)

平成 年度

アイヌ農林漁業対策事業目標達成状況報告書

北海道 郡(市) 町村

〇 〇 地区

(注)大きさはA4判とする。

1 受益農林漁家の経営改善目標達成状況

(1) 生産目標達成状況

区分		生産戸数				生産量				1戸当たり生産量	生産額				1戸当たり生産額	備考
		農業	林業	漁業	計	農業	林業	漁業	計		農業	林業	漁業	計		
現 況 (平成 年度)	総 数	戸	戸	戸	戸	t	t	t	t	t	万円	万円	万円	万円	万円	
	うちアイヌ															
1年度目 (平成 年度)	総 数															
	うちアイヌ															
2年度目 (平成 年度)	総 数															
	うちアイヌ															
3年度目 (平成 年度)	総 数															
	うちアイヌ															
4年度目 (平成 年度)	総 数															
	うちアイヌ															
目 標 (平成 年度)	総 数															
	うちアイヌ															
達成状況 (平成 年度)	総 数															
	達成率															
	うちアイヌ															
	達成率															

(注) 1 現況、目標年度までの各年度における計画及び目標は様式1の2の(2)のアに記入した数値を記入する。
2 達成状況は調査年度の実績値を記入する。(次表も同じ。)
3 達成率は調査年度の計画に対する実績値の比率を算出し記入する。(次表も同じ。)

(2) 所得目標達成状況

区分		戸 数				所得額				1戸当たり所得額
		農業	林業	漁業	計	農業	林業	漁業	計	
現 況 (平成 年度)	総 数	戸	戸	戸	戸	万円	万円	万円	万円	万円
	うちアイヌ									
1年度目 (平成 年度)	総 数									
	うちアイヌ									
2年度目 (平成 年度)	総 数									
	うちアイヌ									
3年度目 (平成 年度)	総 数									
	うちアイヌ									
4年度目 (平成 年度)	総 数									
	うちアイヌ									
目 標 (平成 年度)	総 数									
	うちアイヌ									
達成状況 (平成 年度)	総 数									
	達成率									
	うちアイヌ									
	達成率									

(注) 現況、目標年度までの各年度における計画及び目標は別記様式1の2の(2)のイに記入した数値を記入する。

2 達成状況に関する所見(評価)

(注)1年度目から4年度目にあっては、成果目標の達成状況を勘案して記入するものとし、達成見込がないと判断される場合は、達成に向けた具体的な取組内容を記入する。
また、目標年度において目標を達成していない場合は、目標達成に向けた具体的な改善措置及び達成見込時期等を記入する。

3 事業実施概要

計画承認年度		平成 年度		事業完了年度		平成 年度									
事業区分	事業種目	工種又は施設区分	事業主体	管理主体	受益戸数		受益又は利用区域の面積		事業量	事業費	負担区分				備考
					総戸数	うち アイヌ	総面積	うち アイヌ			国費	道費	市町村費	その他	
合計															
事業の目的															

- (注) 1 各項目の記載にあたっては、別紙様式第1号の2の(3)の記載要領に準拠する。
2 事業量、事業費、負担区分等については、実績を記入する。
3 事業の目的欄は、別紙様式1の2の(1)で掲げた本事業による受益農林漁家の農林漁業経営の改善方策を簡潔に記入する。
4 本表は初回の目標達成状況報告時のみ提出する。

(別紙様式第5号)

沖縄農業対策事業目標達成状況報告書

報告年度	市町村名	地区名	事業実施年度	目標年度

1 意欲ある多様な経営体の育成・確保に関する成果目標

(単位:経営体、%)

項目	目標値	達成状況(上段:計画、下段:実績)					○年度目の 達成率(%)
		1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	目標年度	
意欲ある多様な経営体育成数							
農業の6次産業化							
経営面積の拡大							
新規作物の導入							
農産物の品質向上							
生産コストの縮減							
雇用者の確保							
農業経営の法人化							

(注)1 目標値の欄は、沖縄農業対策事業実施計画書(以下「事業実施計画書」という。)の2の(1)の成果目標の目標年度の欄の内容を記入する。

2 達成状況の欄の上段は、事業実施計画書の2の(1)の成果目標に記載した計画を記入し、○年度目の達成状況(%)の欄は、その年度の計画に対する達成状況を記入する。

2 対象経営体の経営改善目標

No	経営改善目標	現状 (計画時)	目標値	達成状況(上段:計画、下段:実績)					○年度目の 達成率(%)
				1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	目標年度	

(注)1 経営改善目標の欄は、沖縄農業対策事業経営体調査(以下「経営体調査」という。)の2の経営改善目標の項目の欄から該当する項目を記入する。

2 現状(計画時)及び目標値の欄は、経営体調査の2の経営改善目標の現状(計画時)及び目標年度欄の内容を記入する。

3 達成状況の欄の上段は、経営体調査2の経営改善目標に記載した計画を記入し、○年度目の達成状況(%)の欄は、その年度の計画に対する達成状況を記入する。

3 達成状況に関する所見(評価)

--

(注)1 1年度目から4年度目にあつては、成果目標の達成状況を勘案して記入するものとし、達成見込がないと判断される場合は、達成に向けた具体的な取組内容を記入する。

また、目標年度において目標を達成していない場合は、目標達成に向けた具体的な改善措置及び達成見込時期等を記入する。

2 市町村を除く事業実施主体から報告を受けた市町村は、達成状況等を踏まえた所見を記入する。

4 施設等の整備状況

(単位: 戸、円)

事業内容	事業実施主体	受益戸数	事業量	事業費	負担区分				備考
					国費	県費	市町村費	その他	
計									

(注) 事業実施計画書の3の施設等整備計画に対する整備状況を記入する。

5 施設等の利用状況

施設名								
項目	算定指標	達成状況(上段:計画、下段:実績)					計画目標	達成状況
		1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	目標年度		
利用計画に対する利用状況	〇〇〇〇	()	()	()	()	()		
地域内農畜産物の仕入・委託販売額の割合	総販売額(A)							
	うち地区内農産物(B)							
	(B) / (A)	()	()	()	()	()		
施設運営に係る収支状況	収入(A)							
	支出(B)							
	収支率(A) / (B)	()	()	()	()	()		
収入計画に対する収入実績割合	収入計画(A)							
	収入実績(B)							
	収入実績割合(B) / (A)	()	()	()	()	()		

(注) 1 「利用計画に対する利用状況」は、当該事業により整備した施設等について記入する。

2 「地域内農畜産物の仕入・委託販売額の割合」及び「施設運営に係る終始状況」は、処理・加工、販売、食材供給等の機能を有する施設について記入する。

3 「利用計画に対する利用状況」の「算定指標」欄には、利用率を算定するための指標を記入する。

(例: 当該施設の受益面積、処理量、販売額、利用者数等)

4 「地域内農畜産物の仕入・委託販売額の割合」は、当該施設において処理・加工、販売、食材供給される農畜産物のうち、事業計画において仕入れ又は委託販売することとされた品目にかかる金額とする。

また、「うち地区内農産物」は、農畜産物の仕入・委託販売額のうち、受益地域内で生産された農畜産物の品目にかかる金額とする。

5 実績欄の()内は、計画目標に対する達成度合(%)を記入する。

6 達成状況は、次により記入する。

利用計画に対する利用状況	利用率が70%以上の場合は「○」を、70%未満の場合は「×」を記入
地域内農畜産物の仕入・委託販売額の割合	地域内農畜産物の割合が50%以上の場合は「○」を、50%未満の場合は「×」を記入
施設運営に係る収支状況	収支率が80%以上の場合は「○」を、80%未満の場合は「×」を記入
収入計画に対する収入実績	収支実績割合が70%以上の場合は「○」を、70%未満の場合は「×」を記入